【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の五**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。第八章を除き、以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の五**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。第八章を除き、以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の五**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の五**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の二**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の二**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者

（改正前）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の二**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、金融再生委員会及び大蔵大臣が指定する者

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の二**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、金融再生委員会及び大蔵大臣が指定する者

（改正前）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の二**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、大蔵大臣が指定する者

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】 （改正なし）

【平成10年11月4日 政令第357号】

（改正後）

（一般顧客から除かれる者）

**第十八条の二**　法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　適格機関投資家

二　国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（前号に掲げる者を除く。）

三　投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）

四　外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、大蔵大臣が指定する者

（改正前）

（新設）